

船舶事故調査報告書

平成23年4月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 石川 敏 行
 委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年10月24日（日） 11時10分ごろ
発生場所	京浜港東京区京浜運河 東京都中央区晴海信号所から真方位228° 2,260m付近海上 （概位 北緯35° 37.95′ 東経139° 45.25′）
事故調査の経過	平成22年11月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ ^{エイチダブリュビー} H W P、0.2トン 232-38804千葉、株式会社人見防水 2.93m (Lr) × 1.16m × 0.44m、FRP ガソリン機関、144.20kW、平成19年4月 B 水上オートバイ うっち一号、0.1トン 244-21742千葉、個人所有 2.89m (Lr) × 1.10m × 0.46m、FRP ガソリン機関、103.90kW、平成18年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 41歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年12月12日 免許証交付日 平成20年12月12日 （平成25年12月11日まで有効） B 船長B 男性 37歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年1月5日 免許証交付日 平成21年6月22日 （平成26年6月21日まで有効）
死傷者等	A 負傷 1人（船長A） B なし
損傷	A 右舷船首部破損及び擦過痕 B 左舷船首部擦過痕
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、仲間の水上オートバイ2隻（以下「グループA」という。）と共に品川ふ頭及び大井ふ頭の西岸に沿って南北方向に築造された京浜運河（以下「京浜運河」という。）の東側を南進していた。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、仲間の水上オートバイ4隻（以下

	<p>「グループB」という。)と共に京浜運河の中央部寄りを北進していた。</p> <p>船長Aは、グループAの先頭に位置し、グループBに注意を向けていたとき、B船がA船に向けて右転してくることに気付いた。</p> <p>船長Bは、グループBの最後部に位置し、京浜運河の西側を南進する別の水上オートバイ(以下「第三船」という。)に注意を向けながら右転し、船首方に目を向けたとき、船首方至近にA船を初めて視認した。</p> <p>両船は、平成22年10月24日11時10分ごろ、京浜運河の東岸において、A船右舷船首部とB船左舷船首部が衝突した。</p>								
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 1、視界 良好								
その他の事項	<p>京浜運河は、幅約150m、長さ約6,400mで、両岸に護岸が築造されている。</p> <p>船長A及び船長Bは、共に水上オートバイの操縦経験が豊富で、京浜運河における航走経験もあった。</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>A なし、B あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>A船は南進中、B船は北進中、京浜運河において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、右転した際、船首方至近にA船を初めて視認したことから、右舷方の適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、右舷方の見張りを適切に行っていなかったため、近距離からA船に向けて右転したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、第三船と近距離で通過するおそれがあったことから、第三船に注意を向けていた可能性があると考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A なし、B あり	船体・機関等の関与	A なし、B なし	気象・海象の関与	A なし、B なし	判明した事項の解析	<p>A船は南進中、B船は北進中、京浜運河において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、右転した際、船首方至近にA船を初めて視認したことから、右舷方の適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、右舷方の見張りを適切に行っていなかったため、近距離からA船に向けて右転したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、第三船と近距離で通過するおそれがあったことから、第三船に注意を向けていた可能性があると考えられる。</p>
乗組員等の関与	A なし、B あり								
船体・機関等の関与	A なし、B なし								
気象・海象の関与	A なし、B なし								
判明した事項の解析	<p>A船は南進中、B船は北進中、京浜運河において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、右転した際、船首方至近にA船を初めて視認したことから、右舷方の適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、右舷方の見張りを適切に行っていなかったため、近距離からA船に向けて右転したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、第三船と近距離で通過するおそれがあったことから、第三船に注意を向けていた可能性があると考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、京浜運河において、A船が南進中、B船が北進中、船長Bが、右舷方の適切な見張りを行っていなかったため、近距離からA船に向けて右転し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								